

# 1970年代後半インドの間接税改革

-『間接税調査委員会報告』の分析-(上)

山本盤男

## 目 次

はじめに

第1節 間接税調査委員会設置の背景

第2節 『間接税調査委員会報告』の概要 (1)-(15) (以上, 本号)  
(16)-(19) (以下, 次号)

第3節 報告の特徴と意義

まとめ

## はじめに

インド独立後の租税政策の展開と租税制度の変遷を1990年代前半の税制改革を視点として概観すると、間接税では1986年に連邦消費税 (union excise duties) に導入された修正付加価値税 (Modified Value Added Tax, MODVAT) は大きな意味をもつ展開であった。<sup>1)</sup>この MODVAT の原型は1976年に設置された「間接税調査委員会」の報告で提案された製造段階付加価値税 (VAT at the manufacturing stage, MANVAT) に遡ることができる<sup>2)</sup> (山本[1990, 1991b])。

この委員会報告は、MANVAT制度提案を主要な内容の1つとしているが、インドの中央政府、州政府および地方団体の間接税制度全体を検討対象としている。また、この委員会は、税制の総合的調査を行った1954-55年の「税制調査委員会」と1991-93年の「税制改革委員会」のほぼ中間に時期に、また、1970年代の間接税構造転換後に間接税の本格的調査を行っ

た委員会である。<sup>3)</sup> そして、この委員会が調査した1970年代後半はインド経済の構造的転換期であり、この間接税調査委員会はこれら3点で重要な意味をもつ委員会である。そこで、本稿の第1の課題は、この委員会報告の概要を整理し、その特徴を明らかにすることである。第2は、1970年代後半のインドの政治的、経済的、財政的条件において、政府が報告の勧告や提案にどのように対応したかを検討し、報告のインド財政および間接税制度への効果を明らかにすることである。結論を先取りすれば、これは勧告や提案が現実にはほとんど実施されなかった理由の解明とともに、報告を評価することである(絵所[1991])。そして、こうした考察は、1970年代後半のインド財政および租税政策の展開を跡づけその特徴を明らかにすることになるであろう。

以下の考察では、まず、間接税調査委員会が設置された1970年代後半のインドの政治状況、経済および財政状態を概観して、委員会設置を必要とした背景を明らかにする。次に『間接税調査委員会報告』の内容を、間接税制度の全体像を把握するため詳細に整理し、その特徴を措定する。そして、1970年代後半のインドの経済政策、財政政策と税制改正、財政動向の分析に基づきこの報告の評価を行う。

### 註

- 1) 1980年代後半の『長期財政政策』の提案に基づく税制改革では、修正付加価値税の導入が最も注目すべき改正点であるが、所得税では免税点引上げと最高限界税率引下げを伴う課税プラケット数の大幅削減などの税率構造のフラット化も実施された(GOI[1985])。
- 2) 本稿では、『間接税調査委員会報告』のMANVATを1986-87年度予算で導入されたMODVATの原型として考察を進めるが、MODVAT評価について中央消費税関税委員会(Central Board of Excise and Customs)から調査を委嘱された国立財政政策研究所(National Institute of Public Finance and Policy, NIPFP)の報告は、MODVATの基礎として『間接税調査委員会報告』とともに、1967年12月に提出さ

れた『税構造の合理化と簡素化に関する最終報告』いわゆるブータリンガム（S. Bhoothalingam）委員会報告を指摘している。このブータリンガム委員会報告は、消費税に関して、現行制度では容易に対応できない広範囲で増大する生産ベースに、より効果的で便宜に適用できるよう消費税の性質と形態を変更する時期が来たとして、「一般消費税(general excise duty)」を勧告している。これは、憲法で中央政府が賦課可能な全ての生産を対象に、生産目的に購入された全ての原料の価値を控除した(設備とサービスは控除されない)生産価値を課税ベースとし10%の比例従価税率で賦課する税であり、課税ベースに関して MANVAT に類似している。しかし、輸送、その他サービスや販売による付加価値を考慮しない税は付加価値税ではなく、一般消費税はヨーロッパ諸国で一般的な付加価値税をモデルとしても、その代替としても意図していないと指摘されている。この一般消費税は MANVAT と課税ベースの類似性をもつが、付加価値税を目指しておらず、改革の方向性において MNAVAT とは異なる税といえる。そして、一般消費税の勧告は全体としては政府に受け入れられず、未課税最終財への課税ベース拡大という部分のみが収入確保のため政府により利用された。『間接税調査委員会報告』の MANVAT が、包括的付加価値税導入を最終目標とする限定的付加価値税である MODVAT の原型と言えよう（GOI[1967], Narayana[1991]）。

3) 1954-55年の「税制調査委員会」は、独立前の1924-25年の「インド税制調査委員会」以来の税制全般に関する総合的な調査委員会であり、1991-93年の「税税改革委員会」は経済危機に対する経済改革の一環としての包括的税制改革のため設置された委員会である。間接税に関しては、1963年に「中央消費税再組織委員会」が消費税の効率的な徵税組織の再検討のため設置されたが、本稿の対象とする「間接税調査委員会」は、間接税制度全体に関しては「税制調査委員会」と「税制改革委員会」との中間の時期に、また、消費税の課税拡大による間接税構造の転換後に設置された間接税制度の総合的で包括的な調査委員会である（GOI[1925, 1954, 1991a, 1992, 1993]，山本[1983, 1993]）。

## 第1節 間接税調査委員会設置の背景

### 1 1970年代後半の政治状況

1970年代後半のインド政治は、1975年6月の国家非常事態宣言より始まった。この非常事態宣言の直接的原因は、インディラ・ガンディー首相

の選挙違反に対するアラハバード高等裁判所の有罪判決であり、非常事態宣言はガンディー首相の政治生命の危機を切り抜けるための予防クーデタであったと指摘されている。この経済的背景には、食料不足とインフレという経済危機による社会不安の増大があった。その後、ガンディー首相は、非常事態体制を固めるため憲法改正を始めとする立法措置により首相の権限を強化した。しかし、1977年3月に実施された第6次下院議院選挙の結果、ガンディー首相は退陣に追い込まれ、11年間続いたインディラ・ガンディー国民会議派政権が倒れるとともに、独立以来政権を担当してきた国民会議派が野党に下ることになった。この選挙では、野党勢力が選挙後に「ジャナタ党」への統一を前提に結束して選挙共闘し、ジャナタ党は過半数の議席を得て、モラルジ・デサイを首相とするジャナタ党政権が誕生した。一方、ガンディー派と反ガンディー派に分裂した会議派は、ガンディー派（会議派(I)）に再統一された。デサイ政権は発足当初から閣僚人事を始めとする人的対立で紛糾したが、1979年7月、ジャナタ党の内部分裂が決定的となりデサイ政権は辞任した。ジャナタ党を脱退して「ジャナタ党（政教分離派）」を率いていたチャラン・シンが政権を樹立したが、議会の信任を得られず短命で辞任した。このため1980年1月に第7次下院議院選挙が行われ、会議派（I）が圧勝して、インディラ・ガンディーが政権に復帰したのである（IDE[1976, 1977, 1978, 1979, 1980, 1981]）。

間接税調査委員会は、間接税制度の構造の再検討を目的とする委員会設置が1976-77年度大蔵大臣予算演説において公表され、1976年7月に発足した（GOI[1976bs]）。この1976年はインディラ政権の非常事態宣言下であり、委員会報告が提出された1977年と1978年は、インディラ政権を倒したジャナタ党政権下の政治的に混乱と緊迫の時期であった。

## 2 1970年代後半の経済

委員会設置前後の1975-76年度と1976-77年度の経済は次のような状態であった。

(1) 1975-76年度の GNP 成長率は、表 1 の主要経済指標の動向に見られるように前年度の1.2%の増加に対して9.9%と改善がみられた。同様に農業生産は、前年度の-3.2%から15.2%と記録的な増加になった。工業生産は、前年度の3.2%増から7.2%増になった。これは、基礎工業の産出が増加し、工業インフラおよび重要なインプット供給のボトルネックが工業生産増加の実質的な制約でなくなったことを示すと認識されている。卸売物価は、前年度の20%を超える増加から-6.5%に低下した。通貨供給は、前年度の6.9%増から11.3%増に高まった。<sup>1)</sup>国際収支は、前年度の世界経済のインフレ傾向と国際価格上昇のため貿易赤字が増加し、IMFからの借り入れが必要になったが、非居住インド人の転換可能銀行口座開設の自由化による資金流入によって改善された。経済政策は経済危機打開のための物価安定と経済成長の促進が目標とされ、「20項目経済プログラム」が1975年の非常事態宣言直後に発表、実施された。それは、物価の抑制、ストライキの実質的禁止、公務員・国営企業労働者の綱紀粛正、経済統制の緩和などを含み、経済政策の転換を画することになった。1975-76年度の経済状況の特徴は、前年度までの低成長率と高インフレ率という状況とは異なる傾向がみられたことである(GOI[1976es], RBI[1976], IDE[1976])。

(2) 1976-77年度の GNP 成長率は、農業生産が前年度の記録的な増加に対して-7.0%へ急落したため再び0.6%へ低下した。工業生産は9.6%の増加であった。卸売物価は豆類と食料油の不足のため1975-76年度の-6.5%から12.0%増の上昇傾向に転じ、消費者物価は卸売物価以上に上昇した。

通貨供給は17.1%増加したが、外国為替資産の前例のない増加が主な原因であった。国際収支は、送金の急増、対外援助の増加およびIMFからの引出しにより改善がみられた。以上の主要な経済指標の動向から、1976-77年度の経済状況は、工業生産が記録的な増加を示す一方で、農業生産は落ち込み、1970年代前半の停滞から高成長軌道への転換が実現できなかった(GOI[1977es], RBI[1977])。

間接税調査委員会設置時のインド経済は、低成長率と高インフレ率という経済危機を開拓するため非常事態の下で「20項目経済プログラム」が強力に実施され、インフレ率の低下や農業および工業生産の増加といった一定の改善が見られる状況で、1970年代前半までの傾向から転換する時期であった。<sup>2)</sup>

### 3 1970年代後半の財政

次に、1975-76年度と1976-77年度の財政状況、財政政策と税制改正を整理する。

(1) 1975-76年度の中央政府予算の財政政策では、経済成長の促進に重点がおかれた。このための施策は、農業、灌漑、肥料、発電、石炭、石油と海運や輸送などの中核部門への公共部門計画支出の増加と、適切なインセンティブによる国内貯蓄の増進と望ましい分野への投資誘導であった。予算収支状況は、表2に明らかのように経常収支が、予算概算では60億1千万ルピーの黒字、決算では88億7千万ルピーの黒字になった。資本収支は、予算概算では84億8千万ルピーの赤字、決算では125億3千万ルピーの赤字になり、予算収支は、予算概算では24億7千万ルピーの赤字、決算では36億6千万ルピーの赤字となった。しかし、収入の増加が支出の増加を上回っ

たため予算赤字は前年度の72億1千万ルピーより半減した。支出増加は、表3の支出構成の変化から明らかのように中央、州および連邦直轄地の計画への補助、政府企業への投資と貸付、政府公務員の賃金と給与、IMFへの返済、国防費および利子支払が要因であった。税収での主要な追加財源措置は、表4の収入構成の変化からわかるように連邦消費税と関税で行われ、税外収入も増加した。資本収入では、対外貸付と州・連邦直轄地への貸付の返済などが増加した。

主要な税制改正は間接税で行われた。所得税の税率変更はなく、貯蓄促進のための譲許措置が行われた。法人税では、非公開工業会社の20万ルピーまでの所得への適用税率が55%から60%へ引き上げられた。消費税では、中央消費税率に明記されていない販売およびその他商業目的の生産財に1%従価税が賦課された。関税の税率改正はなかった。州際販売への中央売上税の税率が3%から4%へ引き上げられた(GOI[1975bs, 1976es, 1977es], RBI[1975, 1976])。

(2) 1976-77年度の予算演説で、大蔵大臣スマラニアムは、新経済政策により生産面での全面的改善と1974年10月以来の物価の下落傾向の持続がみられ、経済成長の促進になったと前年度の経済パフォーマンスを評価している。財政政策では物価の安定を考慮しつつ成長促進が目標とされた。経済成長率の持続的増加には重要部門への十分な投資が必要であり、計画支出が1975-76年度より31.6%増とされた。こうした投資を可能にするには、貯蓄の増加と消費の抑制が必要であり、投資および貯蓄の増加を促進する経済政策と非開発支出の増加抑制が強調されている。

1976-77年度予算は、前年度修正概算で経済成長促進のための支出増加により予算赤字が当初の24億7千万ルピーから49億ルピーへ増加する状況で、編成された。支出は、成長促進のための投資増加が特徴とされ、計画

支出では、農業、灌漑、電力、石油、石炭、肥料、鋼、輸送および通信の進行中のプロジェクトの完了が強調された。表3より経常支出の開発支出では、州・連邦直轄地への補助、非開発支出では利子支払が、資本支出では、開発支出の経済サービス、非開発資本支出の貸付・前貸しが増加している。収入面では、税収は、個人所得税の税率引下げによる減収に対して消費税および関税の增收が予定された。表4に明らかのように税収の法人税、関税と消費税が、税外収入では利子の増加が計上されている。資本収入では国内市場貸付、外債が増加した。収支では、表2のように経常収支は税制改正後に53億ルピーの黒字、資本収支は85億8千万ルピーの赤字となり、予算収支は32億8千万ルピーの赤字を計上した。決算の予算収支では赤字は約13億1千万ルピーに縮小した。これは、予算概算に比べ経常支出での開発支出の経済サービス、とくに食料補助金、州・連邦直轄地への補助の増加が収入を上回ったが、資本勘定では支出より収入の増加が国内市場貸付と対外貸付の増加により大きく上昇した結果である。

税制改正では、所得税の最高限界税率の77%から66%への引下げを含む全レベルの引下げ、富裕税率の引下げ、法人税での指定工業の新規投資控除制度の導入など投資および需要を促進する直接税関係の改正が行われた。消費税および関税でも工業生産物への需要回復と生産刺激のための減税が行われた(GOI[1976bs, 1976es, 1977es], RBI[1976, 1977])。

1975-76年度と1976-77年度の経済政策では経済成長の促進が目標とされ、財政政策ではそのための中核部門への公共投資の増加、国内貯蓄増進と非開発支出の抑制が目指された。そこで、税制改正では、所得税と法人税の減税に対して消費税と関税の増税が行われ、追加財源は消費税、関税と税外収入に依存された。そして、両年度の中央政府財政では、表2,3,4により1974-75年度と比べ次のような変化が注目される。決算での支出構成で

は経常支出の開発支出比率が、経済サービスと州・連邦直轄地への補助の増加を主要因として増加している。資本支出では、開発支出の比率が貸付・前貸しの増加のため低下している。経常収入の税収比率が僅かに低下し、税外収入が増加している。税収では、僅かであるが、所得税と法人税の比率の増大に対して最大の税目である消費税と関税の低下傾向が、資本収入では、最大源泉である貸付返済の比率低下に対して、国内市場貸付と対外貸付の増大傾向がみられる。収支では、経常収支の黒字が減少しているが、資本収支の赤字も減少しているため、予算収支の赤字は減少する結果となっている。

#### 4 間接税調査委員会設置の理由

1976-77年度予算演説の間接税改正提案の冒頭で大蔵大臣は、経済界からの要望と現行間接税制度の予備的研究によって付加価値税採用による消費税改革が必要との認識を、調査委員会設置の理由と指摘している(GOI[1976bs])。消費税改革の方策として付加価値税採用が明確にされているが、現行間接税制度の具体的問題点および付加価値税採用の必要性は明示されていない。この点に関して、同時期に公表された『1975-76年度経済白書』は、より明確に財政および税制上の理由を次のように解説している(GOI[1976es])。

現行間接税制度の再検討を必要とする理由の第1は、政府の財源調達とくに強い税収調達要求である。第2に、しかし、現行間接税制度には所得に対する税収の自動弾力性が小さいという租税構造上の問題がある。第3に、政府の増税措置の繰返しが物価および資源配分上の問題を生じている。そこで、望ましくない経済効果を回避でき税収の自動弾力的な間接税構造

の構築が必要である。第1と第2の点は、既述の収入構成の変化に見られたように、経常収入全体での税収の比率が増税によっても低下し、とくに最大の税目である消費税の比率の低下傾向により検証される事実といえる。第3の点は、間接税の経済効果に関して一般的に指摘される弊害である。これらは政府財政当局が委員会設置を必要と認識した基本的理由であろうが、予算演説で明らかにされた付加価値税採用の論理はなお不明確のままであり、委員会の検討に委ねる結果になっている。

以上の検討から間接税調査委員会設置の政治的、経済的背景と財政および税制上の必要性は、次のように要約できる。非常事態宣言下という緊迫した政治状況で、経済的には1960年代後半以来の経済停滞状況とくに70年代前半の低成長率と高インフレ率という経済危機を、インディラ政権は「20項目経済プログラム」の実施による経済政策転換によって打開しようとしていた。その経済政策の課題は、物価を抑制しつつ経済成長を促進することで、公共投資のため政府計画支出の増加が必要であった。中央政府財政では予算収支の赤字はこの時期には減少傾向を示しているが、これには税収での消費税および関税と税外収入の増加が寄与しているし、資本収入では国内市場貸付および対外貸付の増加が主要因である。この国内および対外貸付は債務であり、この増加は将来の利子負担の増加となり、予算収支の赤字減少は表面的な改善といえる。そこで、財政政策では予算赤字縮小のため財源確保が必須であり、ことに税収増加が重要な課題であった。中央政府税収の約80%を占める消費税および関税などの間接税は、税収浮揚性が期待されるが、消費税の所得弾力性は低く、また、場当たり的な増税の繰返しにより物価上昇や資源配分の歪など望ましくない経済効果を生じており、ここに間接税構造とくに消費税への付加価値税採用による改革が必要となる財政および税制上の根本的要因が見い出されるであろう。

### 註

- 1) 主要経済指標の数値は、当該年度の『経済白書』の暫定的数値ではなく、その後の確定した数値で表記した。
- 2) 本稿では間接税改革の視点から1970年代後半に着目したが、インド経済発展とともに経済（工業）停滞論争との関連から、1970年代後半はインド経済の転換期として重要である（絵所[1991, 1993], Sen[1991]）。

## 第2節 『間接税調査委員会報告』の概要

### 1 間接税調査委員会の委員構成と調査委嘱事項

間接税調査委員会は、1976年7月に発足した。委員会は、ジャー（L.K. Jha）を委員長に他の6名の委員から構成された。委員長のジャーは当時ジャンム・カシミール州の知事であるが、他の委員は、経済界から3名、政府行政側が2名、財政専門家が1名であった。委員会への調査委嘱事項は次の10項目であった。

(1)現行間接税構造－中央、州および地方－をあらゆる角度から再検討すること。(2)稀少資源の経済的利用促進における間接課税の役割を調査すること。(3)消費税の構造および水準、価格およびコストへの影響、このようないくつかの累積効果、諸支出グループの負担、課税ベース拡大の余地と制度の弾力性増大を調査すること。(4)適切な付加価値税形態採用の実行可能性を調査し、実行可能ならば、インド的条件を考慮して、拡大されるべき適切な段階、すなわち、対象範囲の段階が製造業者、卸売業者か小売業者かを提案すること。(5)特定工業もしくは特定工業部門を間接税の譲許授与により援助することが得策かどうか、それがどの程度かを調査すること。(6)輸入税の構造および水準を輸入貿易管理、国内工業保護および国内生産物価

格形成の観点から調査し、必要ならば、変更を提案すること。(7)行政的および組織的機構の変更を含む、勧告実施のため取るべき措置を政府に助言すること。(8)税構造に関する提案の変更を実施するため、中央と州の両者の収入の必要を考慮して、必要ならば、憲法および関係税法の変更を提案すること。(9)財源動員での間接課税の役割を調査し、税構造での間接税と直接税との相互作用および適当な均衡を検討すること。(10)この調査に密接に関連するその他の勧告をすること。

大蔵大臣は、最初の委員会の開会演説で、公平性と経済的効率性の基準を実現しつつ、税制が税収の絶対額のみならず租税負担率においても増加可能となる税制の改革が問題の核心であり、中央と州の重複した課税制度が州の相対的財政ポジションに影響しないか少なくとも不当に影響することなく、国家目的に役立つ浮揚的で効率的な制度となる合理化の方法を見いだすことが委員会の主目的と指摘した。前節で指摘した間接税制の自動弾力性の増大という委員会設置の必要性に加えて、中央と州の重複した消費課税での中央政府優先の合理化が委員会の主目的として強調されている。こうした趣旨での間接税制度全般におよぶ広範囲で複雑な問題を含む調査委嘱を受けた委員会は、間接課税分野のより恒久的制度を構築する方策の提案を主要課題と認識している。<sup>1)</sup>

## 2 報告の概要

報告は第1部と第2部に分けて提出されたが、本稿では報告の第2部を中心的に整理し、必要に応じて第1部により補足する<sup>2)</sup>。

### (1) 間接税制度の健全性—重要な判断基準—(第1部第2節)

税制の主目的は十分な収入であるが、健全な間接税制の基準として次の4点が指定期されている。第1は、税収が国民所得に対して十分な自動弾力性をもつべきこと。第2は、社会的観点から税負担が累進的であるべきこと。第3は経済効果の管理で、間接課税は相対的コストおよび価格と同様に生産、雇用および投資に影響する故に、国家的優先事項と経済的資源の効率的利用に不利に作用しないようすべきこと。第4は合理的税務行政で、税の賦課と徴収の手続きは、訴訟費用、悩みや原因が最小となるよう保証すること。

### (2) 財源としての間接税(第2部第1章)

インドには間接税の法的定義はなく、憲法は第7付則の第1表で連邦、第2表で州の課税権を規定している。規定されていない課税権は連邦に帰属し、連邦直轄地については連邦が州と同様の課税権をもつ。そこで、委員会は、連邦課税権表の13課税権から7課税権と州課税権表の19課税権から12課税権を間接税として確認し、連邦の消費税と関税、州の売上税(sales tax)とオクトロイ(octroi)の主要な4間接税を検討対象に限定している。<sup>3)</sup>

税収配分は、連邦の間接税の内、関税が専ら連邦に留保されるが、その他については憲法規定により州へ3タイプで分与される。(1)連邦により賦課され、州により徴収、充当される税—印紙税、アルコールやあへんなどを含む医薬用および化粧用調整剤への消費税など。(2)連邦により賦課徴収され、州に分与される税—鉄道、海もしくは空により運ばれる財もしくは乗客への通行税、鉄道料金および運賃への税、株式取引所および先物市場での取引への印紙税以外の税、新聞の販売もしくは購入および新聞での広

告への税と、このような販売もしくは購入が州際取引もしくは商業により行われる場合の新聞以外の財の販売もしくは購入への税。(3)連邦消費税(上記(1))の医薬用もしくは化粧用調整剤以外)は、連邦により賦課徴収されるが、連邦と州との間で分配される。そして、地方団体には憲法によりいかなる収入も留保されていないが、州は州課税権表から地方団体に収入を分与でき、多くの州はオクトロイと通行税を分与している。

間接税の収税は、1950-51年度から1976-77年度の間に約20倍に増加したが、年平均増加率は1950-51年度から1960-61年度の約11.5%に対して、1960-61年度から1970-71年度では約25%であった。また、総収税での間接税収比率は1950-51年度の63.2%から1960-61年度の70.2%，1970-71年度の78.8%，1976-77年度の79.3%へ増加し、間接税は収入増に大きな役割を果たしており、インドの間接税の総収税比率は開発途上国平均より高い。間接税収の構造は、1950-51年度と1975-76年度では消費税の増大と関税の下落傾向により変化してきた。

主要間接税の所得弾力性に関しては、NIPFPによる研究結果がある。消費税の1963-64年度から1974-75年度の期間の弾力性係数は0.75、関税の係数は1.72、売上税は1.15で、自動車税、乗客・貨物税、娯楽税は1以上であった。消費税は国民所得に対して非弾力的で、従量税の優位が主要な理由の1つであった。輸入税の高い弾力性は、工業産出増大にともなう原料、中間財や資本財の輸入増加による浮揚性と従価税に、売上税の場合もほぼ普遍的な課税範囲と従価税に主な要因がある。なお、租税負担率は1950-51年度の約6.6%から1975-76年度の18%へ増加した。これは増加する非計画支出と開発支出をまかなう追加財源調達のために、先進国の約25-45%に比べると低いが、一人当たり国民所得が開発途上国で最低であるインドの增收努力が国際的に低いとは言えない。

### (3) 中央課税-1.中央消費税(第2部第2章)

インドの消費税は、1894年の綿糸への賦課以来の歴史があり、世界恐慌による収入減に対応して1934年から消費税の合理化と課税の拡張が始まったが、課税拡張の一般的原則は1921-22年の『インド財政委員会報告』および1924-25年の『インド税制調査委員会報告』の勧告に基づいていた。しかし、独立後の経済開発財源の必要に関連して、1953-54年の『税制調査委員会報告』は課税原則の変更を勧告し、1955年は消費税の課税範囲の拡張とインプット課税への依存増加という新段階を画することになった。1968年にブータリンガム委員会は、生産目的の原料価値を控除した課税ベースによる全製造物への従価税率10%での「一般消費税」を勧告した。勧告全体は政府により受け入れられなかつたが、多くの最終財に低率従価税を賦課し課税ベースが拡大された。そして、1974-75年度には約128品目に消費税が賦課され、1975-76年度予算では、1948年工場法で定義される工場で製造され「他で指定されていない」全ての財に1%消費税が導入され、現在では、普遍的な範囲の工業財課税への傾向をもつ拡大消費税制度である。

消費税の根拠法は、1944年に「中央消費税塩税法」と「中央消費税規則」に整理統合された。これ以外に、1957年「付加消費税(特別重要財)法」に基づき中央政府が、州政府の賦課する売上税に代わり工場製織物、砂糖およびたばこに課税し純稅収を徴収した各州に分与する消費税がある。また、茶、工場製織物(綿、人絹、羊毛)、油種からの抽出油、ジュートおよびたばこは、別の法令によりセス(cesses)が課され、収入は特定工業の成長促進などの目的に指定されている。さらに、1958年の「鉱產物(付加消費税および関税)法」により一定の石油製品に賦課される消費税がある。

消費税の生産者か製造者からの徴収方法は、1)物的管理、2)自己免除手

続き、3)複合賦課制度、4)簡易手続き、5)消費税率第68(残余)項による物品税特別手続きがあり、消費税官による事前査定、事前納税および決済の物的監督という物的管理が主要な手続きであった。1968年からは、14物品を除き分類表と価格表による事前書類承認による自己免除手続きで行われることになった。この標準的手続きの困難な小規模単位には、1954年度に導入された複合賦課制度と1976年からは簡易手続きが認められた。第68(残余)項に分類される財へ適用される特別手続きは、自己免除手続きに類似の制度で、第68項に分類される財の製造業者は価格表の事前承認に代わりインボイス価格での査定を認められる。

消費税収の総税収比率は、1920-21年度の4.7%から1950-51年度の16.7%，1960-61年度の45.8%，1976-77年度の52%へ増加し、対国民所得比率も1950-51年度の0.7%から1970-71年度の5.1%，1976-77年度の6.4%へ増加した。また、消費税収の品目構成では、消費財からの収入が半分、他は資本財およびインプットからで、大衆消費財と見なされる最終財への賦課が実質的に寄与していることが特徴である。工業労働者の消費する賃金財は過去20年間に絶対額では増加したが、税収構成比率では着実に低下してきた。

税率について、最近、従量税から従価税への移行が強調されてきたが、従量税が実質的部分を占めている。そして、諸社会経済的目的と追加財源調達のための毎年の場当たり的引上げにより、消費財かインプットかによらず類似品目に異なる税率が適用され、消費財では2%から370%まで多数の税率が適用され、原料およびインプットも同様であり、税率構造の多數性と多様性が特徴である。

中央政府は議会の承認なく消費税率を引き上げる権限をもたないが、公示により消費税の免除か軽減をする権限を付与されている。この公示は現

在600以上が有効であり、消費者および小規模生産者の救済、輸出促進、生産へのインセンティブ、稀少資源の保存、非通常原料および廃棄物利用の奨励、公衆衛生および家族計画プログラムの支援などの目的で譲許を与えている。しかし、これら譲許は税務行政を複雑にする結果となった。また、最終財の累積負担を軽減するためインプット課税を免除する手続きがある。消費税規則第56-A条により、公示された消費税課税最終財の製造業者は、原料もしくは構成部分に支払われた消費税か相殺関税の控除を認められる。この規則では、インプットと最終財が税率表の同一項か細目であるか否かにかかわらず適用可能とされているが、実際は、異なる項のインプットに控除が利用可能な事例は僅かで、インプットのタイプにも制限がある。相殺関税は適格であるが、関税は不適格である。この他、指定工業での原料もしくは中間財に納税なしでの移動を認め、利用されたそれらの消費税の全部か一部を免除する中央消費税規則第X章の規定がある。これらのインプット課税の免除範囲は限定的である。

#### (4) 中央課税—2. 関税(第2部第3章)

独立後の関税は、収入よりも国内工業発展のための保護政策を中心であったが、1950年代にポンドスターリング残高が減少しはじめ、1965年に外国為替準備が決定的な低水準へ下落し、輸入関税率の広範囲な合理化に着手された。輸入税の一般法定税率は従価40%，60%と100%の3種になつたが、1966年のルピー平価引下げと収入の必要から、実効税率は従価15%，27.5%，35%，40%，50%，60%と100%の7種になった。その後1971年の合理化により、30%，40%，60%と100%の4種になり、これが基礎輸入税の税率構造となった。30%の輸入税は鉄や鋼に、40%は機械などの資本財と基礎原料に、60%は加工工業原料、半最終財や中間製品に、100%は消

費財と完成品に適用された。1963年の財政法により政府は全ての輸入に規制関税を課す権限を付与されたが、1973年に廃止され、補助関税が実施された。これはスライド方式で賦課され、基礎関税の事実上の附加税である。基礎関税と補助関税に加え、1975年関税率法により課される付加輸入税があり、相殺関税として知られている。輸出税は、1966年のルピー平価引下げにより23品目に再賦課されている。

関税の収入構成は輸入税が大半で、原料と中間財などと食料が輸入全体の89.78% (1976-77年度) を占めており、食料は免除されるので、輸入税収の大半が原料と中間財から得られている。輸入税の1969-70年度から1975-76年度の間の所得弾力性は1.72と高かった。

現在の関税率品目表は1975年関税率法によっており、関税率法第1付則は、関税協力理事会品目分類表 (Customs Cooperation Council's Nomenclature, CCCN) に基づいており、品目表の変更は1964年設置の関税改正委員会の勧告に基づき行われている。

輸入税にも消費税同様に多数の免除があり、その目的は低所得グループのための食料穀物、いくつかの工業原料や自由貿易地帯の開発のための免除である。

### (5) 州と地方の間接税(第2部第4章)

州税収は中央税と同様に過去25年間に急増したが、間接税とくに売上課税が最も重要である。これは地租の重要性の急減、酒消費税の浮揚性低下のためである。

州税の中心をなす売上税制度は、州により異なっている。賦課方式には単段階、二段階と多段階があるが、大多数の州は単段階税で、とくに贅沢品には単段階で課税されている。税率は、多段階売上税制度の州では、一

一般的に4%で、最終購買者での税率は8%から12%になる。単段階制度の州の税率は4%から7%で、贅沢品では15%である。免税も統一されておらず、塩、野菜、手芸品などが免除されている。食料は一部の州では免税であるが、他では譲許税率で課税されている。インプットは、消費税同様に限定的に救済されており、原料は多様な方法で譲許的取扱いが行われている。

売上税とは別の法律によりガソリン売上税が単段階の従価税率(9%から30%)で賦課され、税収が急増してきた。この他、酒消費税、自動車税、乗客・貨物税、娯楽税と電気税があり、酒消費税は、売上税に次ぐ重要な税で、自動車税は、多くの州で最近税収が増加している。1965年中央売上税法により、新聞、起訴請求権、株式、有価証券および電気エネルギー以外の全ての財の州際販売には中央売上税が4%の税率で賦課される。これは、売上課税への中央規制であり、移動する財の発生州で徴収され、州に収入が譲与され、税務行政も委任されている。また、砂糖と織物を対象とする売上税に代わる付加消費税制度がある。これは従価税率10.8%で課税され、税収は、これによる州の売上税収の損失補填のため財政委員会勧告による定式により州へ配分される。

地方団体には、憲法規定上いかなる財源も留保されていないが、州政府に財源を保障する責任がある。地方団体の重要な税は、オクトロイ、都市財産税 (urban property tax) と職業税 (taxes on professions, trades and callings) の3税である。オクトロイは、地方地域に移入される財および動物に賦課可能である。税率は同一州でさえ統一性がなく、多様である。また、オクトロイには通過する財への還付制度のあるものとないものがある。

### (6) 中央税と州税の相互作用(第2部第5章)

これまで検討してきた中央の消費税と州の売上税を中心とする間接税制度の相互作用とくにインプットと最終生産物への課税は、管理不可能で意図されない負担を生じている。多重課税の結果の第1は、消費者の総負担が望ましい累進性を考慮して最終生産物に課される税率よりかなり高いことである。インプット課税は本質的に逆進的負担となる。第2に、最終生産物での課税による総増加は中央および州の総収入を超える。第3に、原料その他生産要素の相対価格で歪を生ずる。この歪は、企業の垂直的統合や資源配分への影響である。また、輸出への戻税制度があるが、輸出への間接課税の総額を正確に計算するのが不可能である。第4に、小規模および補助工業の抑制のような望ましくない副次的経済効果が生ずる。中央および州政府は、こうした望ましくない効果を緩和する手続きを開拓しているが、その対象範囲が多くの点で限定され、全体的に適用が制限的である。

### (7) インドにおける間接税負担(1973-74年度)(第2部第6章)

ここでは、NIPFPに委託した1973-74年度の間接税負担の研究結果を詳細に紹介している。

間接税の国民所得比率は、1963-64年度の8.9%から1973-74年度の11.2%へ増加した。その内1.68%は政府部門と投資家が、残りは民間消費者が負担している。全家計の間接税負担は消費支出の10.54%になるが、総人口の80.1%，民間消費の77%，消費者の間接税の57%を占める農村部門の家計では消費の8.0%，都市では18.0%になる。都市家計の一人当たり間接税年負担は174.50ルピーで、農村の57.30ルピーの3倍である。都市と農村の支出階層別の間接税負担配分は、一般的に累進的であり、都市家計の負担が農村家計より明らかに高い。この相違は主に農村家計での高い非現金

支出比率のためで、一部は支出パターンも原因である。都市では、現金支出比率が支出水準とともに上昇しており、累進性が高くなっている。このように間接税負担構造は支出に関して累進的であるが、最貧困層の間接税負担を見過ごすべきでない。

一人当たり支出階層別の税別負担は、中央税が農村と都市ともに大きな割合を占めており、この相違は都市においてより実質的である。また、中央税は州税よりも累進的であり、総負担の約50%を占める消費税が最も累進的である。一人当たり支出階層別の財別の負担配分は、全家計消費支出の税負担10.54%の内5.34%が消費財、4.53%が中間財、0.67%が資本財である。都市家計負担は農村家計の2倍であるが、配分比率は同一である。農村の最低2階層の中間財負担が消費財より高いのが注目される。消費税の中間財負担が55%，輸入税は67%で、農村と都市ともに最大の比率であるが、都市よりも農村で高い。州税では、消費財が農村と都市ともに他の財に比べ高い負担比率を占めている。都市の支出階層別の物品別負担配分では、食料品の負担比率は逆進的となっている。逆進的か比例的になる傾向にある食料、砂糖や灯油のような大衆消費財への税の加重における削減は、間接税制度全体の累進性増大に役立っている。また、支出階層別の消費と間接税の構成比率の関係は、人口の8%の最高支出層が消費支出の22%を占め、間接税の約45%に寄与している。人口の約12%の最低2階層は支出の4.7%，間接税の1.6%のみを占める。このように人口の構成比と消費支出の配分は不公平になっている。

#### (8) 間接税の役割(第2部第7章)

物品課税の経済的機能は、政府がインフレなしに実質的資源を公共部門に移し、貯蓄と投資の増加を助け、社会的優先順位に従い民間部門での資

源配分に影響を及ぼすのを可能にすることであるが、インドでは貯蓄率の増大が緊急に必要であり、この領域での間接課税の役割は決定的である。

この貯蓄率の増大は、基礎的生活必需品よりも娯楽および贅沢品への高い課税により最も達成され、累進性の確保とも一致する。また、中立性の確保が理論的観点から主張されているが、インドでは不公平の低減が容認された目的であり、投資と生産は計画的優先順位により行われ、間接課税は必要ならば、資源の再配分と租税負担での累進性導入のための非中立的手段として利用されねばならないため、留保なしには受け入れられない。

インドでの間接税制度合理化の基準は、直接課税の限定的な役割と課税範囲を所与とすると、制度全体として実質所得と物価に対して税収を弾力的にすることである。そこで、間接税改革の基本課題の1つは、公平性、成長と効率性の目的に役立つ課税構造を確立する目標と収入目標を調和させることであり、望ましい税構造の特徴は次の5点である。①公共消費と公共投資へ必要な実質的資源量を移転できるに十分で増加する収入フローを政府に保障する。②同一種類もしくはグループ内の生産物間の消費者の選択に不必要的介入することなく、支出もしくは所得グループ間の消費支出に関して政府が必要な程度の累進性を導入するのを可能にする。③長期的観点から、計画戦略での優先分野に民間部門の資源フローを向ける。④国民所得の増加とともに増加する非必需消費の制限により貯蓄率増加の目的に役立つ。⑤効率性を促進し、意図されず望まれない方法での生産者の選択への介入を避ける。そして、こうした特徴をもつ税構造の実現には、相互作用する主要な物品課税の調和を図ることが必須である。

### (9) 消費税と関税の改革原則(第2部第8章)

#### A 消費税

消費税制度が国民所得に対して非弾力的であるのは、狭い課税ベースと従量税が重要な要因であるとして、課税ベースとくに免税と税率構造を中心的に分析を展開している。

免税効果は意識的な政策決定の結果であるべきとの考えが基本であり、農産物はほとんど免除されているが、少ない税収と高い徴税費を理由とする免除や小生産者および貧困者など特別な免除は課税ベース拡大の一般原則に対する論拠として利用できない。

消費税制度を所得弾力的にするには広い課税ベースとともに従価税に転換することが必要である。基礎税率構造は、効率性と厚生のロスとなる意図されない資源の再配分を生じず、インプット利用と工業立地などの生産者の選択に影響しないよう中立的とすべきである。一般的に贅沢品などの特定カテゴリーは適切に高い単一税率で課税されるべきであるが、税率構造簡素化のため、4か5の税率カテゴリーに調和されるべきである。ただ、石油、たばこやマッチなどは異なる基礎により取り扱われねばならない。そして、実効的累進性の程度は名目税率ではなく累積負担次第であり、限定的な数の累積税率とするためには多数の名目税率が必要になるが、暫定的には、類似生産物の累積税率が異なっても、限定的な数の名目税率が導入されよう。次に、消費税率第68項の包括的カテゴリーに含まれる財は2%の税率を課されるが、新規生産物を当初から適切な税率カテゴリーに入れることができるよう包括的分類制度の可能な限り早期導入の検討が必要である。一般税率構造からの逸脱は、特定種類の生産物が主に富裕者か貧困者により消費されるかにより、課税前の価格を基準に差別化することが認められるが、これは限定的な場合に制限されるべきである。

インプット課税への過去の大きな依存は、行政的便宜、低い徴稅費と小さい社会的抵抗により可能であったが、名目税率と累積税率との著しい相違や累積課税と相対的要素価格での歪など望ましくない効果を生じた。この解決策はインプットから最終生産物への課税負担の転換であるが、インプット課税が相殺に適格とされるならば、適切な累進性を伴う最終生産物の拡大課税制度採用が可能になるであろう。そこで、次の6項目がインプット課税の一般的ガイドラインである。

①最終生産物の税率数の4か5への限定。一般控除制度導入のため、原料その他インプットの税率数の限定が望ましい。

②最も経済的資源配分を保証するため相互に代替可能な原料への類似税率での課税。特定原料の利用が経済化される程度まで高い賦課が正当化される。

③原料その他インプットの利用抑制のため高税率が望ましい場合、税の相殺に不適格なものへの事後段階で別の差別的課税が望ましい。

④消費税率第68項で2%課税される原料を別にして、同一科で種類の異なる原料の税率の相違をなくする。

⑤原料以外のインプットが最終生産物として利用される場合はその適用税率で課され、主にインプットとして利用される構成部品の場合は製造に利用される最終生産物と同一税率が適用されるべきである。両方の場合、製造に利用する生産者への消費税規則第56-A条などによるインプット税控除が必要になる。

⑥必須の包装材料の税が製造コストのかなりの追加になる場合、税控除が検討されるべきである。

このガイドラインに従い拡大税制とインプット課税による歪の回避という両目標を達成するには、製造段階付加価値税が最善であるが、当分は、現行規定と手続きの完全な利用が必要である。まず、消費税のみ利用可能な現行救済規定は最終的には関税と売上税にも利用可能とすべきである。消費税規則第56-A条が税率表で最終財と同一分類のインプットのみでな

く、包装材料や消費在庫にも拡大されるべきである。また、行政上の簡素さと収入確保を考慮して、第56-A条が僅かを例外にほとんどの生産物に適用され、とくに、この規定の修正によってインプットへの2%賦課に適用されるべきである。そして、これらの合理化は5段階で実施すべきである。  
①基礎原料の税率構造での平均税率引下げが5%ポイントを超えない合理化。  
②最終生産物の名目税率の2%から35%の範囲での税率構造合理化。  
③累積課税が明かな全ての生産物製造者への第56-A条の適用拡張。  
④最終生産物が1つか2つの累積税率カテゴリーに入るような名目税率の調整。  
⑤包装材料、構成部品、インプットおよび代替目的の最終財として利用される財の税率での同時的な調整。そして、最終生産物の限定的回数での税率調整が留意されるべき指導原則である。

資本財は、ヨーロッパ諸国のように免税されるべきでないが、一般的には、プラントや機械という資本財は5%より高い累積税率で課されるべきでない。課税による歪と資本形成への影響を避けるため、インプット課税救済の導入までは、名目税率は2%が望ましい。

消費税制度の短期的非収入目的に関して次の5点を検討している。  
①稀少資源の経済的利用促進のため、一般の最高税率40%以上も可能であり、利用を抑制すべきインプットへの規制的消費税の賦課は合法であろう。この規制的消費税は消費税規則第56-A条か、導入が検討されているVATでの課税救済に適格とされるべきではない。  
②最終生産物の税率数を4か5にすべきとの勧告は、長期的資源フローの税率構造でのこの程度の差別性を含意している。間接課税と投資許可は代替的で、需給の不均衡状況は回避されねばならない。  
③税制の簡素化と限定的税率数にはかなりの利益があり、一般的に、課税は些細な目的のために利用されるべきではない。  
④稀少性状況での異常利益の防止方法は消費税の一時的引上げであろう。こ

の追加賦課は、不足解消に必要な新規投資を抑制するほど高くすべきでなく、基礎消費税とは区別され、長期継続が決定されないならば、次年度予算提出時に自動的廃止とすべきである。⑤国家的緊急事態のような予見できない偶発事件に対応する追加収入調達の場合、少数の選択品目に追加賦課して税率構造の均衡を壊すよりも、消費税賦課の全品目に広範囲で小さな加重税を適用可能とすべきである。この場合にも、④と同様に適用期限付きとすべきである。基礎税率を引き上げねばならない場合にも、高税率を課す品目の場当たり的選択よりも、各カテゴリーの税率の上方修正を検討すべきである。

## B 関税

輸入税は、国内工業保護と稀少な外国為替の支出抑制という経済的機能を期待されており、消費税と同一の基礎原則に基づき賦課され、合理的輸入税構造は次の要素から構成されるべきである。①特定生産物に必要な保護を与えるに十分な賦課。②一般的には相殺関税で、同一もしくは類似国産品に賦課される消費税に等しい収入要素。③輸入制限を補強し、国内市場での生産物の稀少性による超過利潤の防止要素を基礎とし、一般的に外国為替保存の視角から輸入規制するための規制的要素。しかし、現在の輸入税構造は合理的原則を満足していないし、税率は高い。この高輸入税への大きな依存の改善には、収入ロスにならない税率引下げの漸次的な合理化アプローチが必要である。

資本財の輸入税率は国内製造業者に保護を与えるに十分な水準で固定されるべきである。原料と中間財の国内生産がないか国内供給の継続が無視される場合の基礎原料は45%，中間および半加工財は75%で高率賦課されており、国内生産能力が存在するか近い将来設立される場合、税率は相殺関税とは別に、保護に十分以上とすべきでない。そして、全生産物の関税

は長期的には引き下げられ合理化される必要があるが、優先分野は以下の要因に基づき選択されるべきである。①税率引下げが、基礎必需カテゴリーに含まれる衣食住、教育、健康や輸送などの価格引下げを助長する場合。②税率引下げが、輸入単位当たり収入を低下させるが、輸入量の上昇により収入を増加する場合。③一定の輸入品価格低下が雇用促進を含む開発過程へ長期的に好影響を与える場合。④特定インプットへの関税が競争的インプットに比べ不适当に高い場合。そして、税率引下げに必要な関税政策と輸入管理政策は次のように調整されるべきである。(a)輸入禁止の自給品の輸入が必要になり、また、その輸入が増加する場合、輸入陸揚費を国内価格と等しくする課税水準に固定する。(b)インプット関税は国内と輸入価格とが等しくなるようにする。(c)需要の一部は国内生産によるが、大部分が安価な輸入による場合、国内生産者への補助金か価格のプール化の準備かのどちらかにする。

そこで、インプットは、消費税に等しい相殺関税を課されるべきであり、収入部分に限り加工段階で救済が与えられるべきである。収入調達目的の補助関税は、税率構造を複雑化しており、基礎関税に統合されるべきである。相殺関税は、経済的に正当化されるより輸入財価格を上昇させており、ブータリンガム委員会は、ほとんどの生産物への相殺関税の廃止を提案したが、当分の間、国内で生産されず国内生産と競合しない輸入財にはいかなる相殺関税も賦課されるべきでないと勧告している。

輸出税は収入の点では重要性を失っている。しかし、輸出税が高国際価格による輸出業者や中間業者の利潤を吸い取るため賦課されている場合、価格低下のときには、輸出の長期予測を損なわないように関税引下げの用意をすべきと勧告している。

### (10) 合理化へのアプローチ(第2部第9章)

前章での消費税と関税の改革原則を各物品グループに適用する方法を検討しており、広範囲に利用されているインプットと大衆的な消費財の税率構造の分析を試みている。具体的には、消費財は食料品、織物、薬品、輸送と石油類、インプットは鉄金属、非鉄金属、プラスティック、農業インプット、資本財とセメントである。ここでは、消費財とインプットの全体的な税率構造に関して整理する。

消費財の5%から100%におよぶ多数の名目税率は、累進性と経済的および行政的考慮からも望ましくなく、税率数の大幅削減が必要である。長期的目標として、10%，20%，30%，40%の4か5の税率数を勧告しているが、たばこ、石油製品と関税率第68項に入る財を除く消費財の平均累積税率は約20%であり、20%より高いか低いかが検討すべき課題である。

インプット課税により名目と累積税率との差が3%以上になり、消費税規則第56-A条などの手続きによるインプット税救済が与えられない場合、最終生産物の税率は5%，15%，25%，35%の中間税率を利用して名目と累積税率との差を小さくする適切な低水準に固定されるべきである。インプット課税の急激な引下げおよび最終生産物への移転はかなりの収入口となるが、累積課税を避けるための手続きが適用され、中間段階での救済による収入口は最終生産物の適用税率の調整により補われるべきである。また、主要な基礎原料への平均適用税率は約25%であり、この25%を特定生産物もしくは個別品目の税率が高いか低いかを判断する基準とすることを提案している。

### (11) 収入の視点(第2部第10章)

間接税制度改革へのアプローチの基礎は、政府収入の十分な確保である。

また、経済発展は間接税構造の変更を必要とするが、本質的に収入の必要は増大しており、これは税負担の引下げではなく再配分を意味する。そこで、消費税と関税の再構築での収入の含意は次のようになる。

消費税率第68項に入る資本財以外の品目は、インプット税救済が与えられても名目税率1%ポイント増毎に2億ルピーの追加収入をもたらし、確認可能な生産物グループの適切な税率の調整は収入にかなり寄与する。これら生産物が、免除継続か第68項による最低税率課税の価値があるかを検討すべきである。また、消費財の累積税率と平均税率20%との差が適正か調べるため、現行適用税率を検討すべきである。インプット税率引下げ勧告は1%のみの引下げと認識されているが、インプット税救済による収入ロスは名目税率の適切な上方修正により補填されねばならない。そこで、勧告した改革は、収入のみならず、コストおよび価格への影響を考慮して3年以上の段階的プログラムで実施されるべきである。また、現状は外国為替利用の促進措置が必要であり、消費税よりも関税の段階的引下げが優先されるが、輸入税引下げは輸入自由化を結果として生ずるべきで先導すべきではない。そして、収入増加が必要ならば、最終生産物の消費税率1%引上げは約10億ルピーの追加収入となるが、税負担が逆進的となるため、次善の方法は加重税であり、消費税率の5%の加重税は消費税率1%と同額の収入をもたらすと指摘している。

## (12) 生産と投資への刺激(第2部第11章)

生産と投資を刺激する消費税の譲許では、税率引下げは、消費税の一般的水準が重要である場合と需要の価格弾力性が相対的に高い場合に効果的である。しかし、生産増加もしくは特定分野の投資奨励の方法としての消費税譲許には経済的限界があり、直接税での救済、価格政策や信用機関な

どの手段の利用可能性とともに包括的制度の一部として検討されるべきとの基本的認識を明らかにしている。

そこで、1976-77年度予算で導入された生産増加のための救済制度は複雑で、異なる決済基準適用により同一工業内の単位間と工業間を差別しており、3年後に中止されるべきである。そして、現行譲許は明らかに再検討が必要であるが、全面的な再検討は実行不可能であり、5年以上経過した譲許公示の再検討が次善である。将来は免除が自動的再検討のため5年を超えない期限付きにすべきと勧告している。

### (13) 小規模生産者の奨励(第2部第12章)

1948年と1956年の産業政策決議は小規模工業の役割を重視しているが、1977年の新産業政策はさらに家内および小規模工業に大規模工業と並ぶ位置づけを与えている。小生産者の基礎的不利益は資本市場に接近できることによる資本不足と認識され、中央および州政府により譲許的条件での制度および政府信用の拡大政策がとられてきた。

財政譲許では、大規模工業からの小生産者保護が目指され、消費税免除が小単位の成長促進のため特定工業に与えられている。この工業を選択する基準は多様で、①プラントや機械への投資額、②雇用労働者数、③決済額、④決済量、⑤条件付きの決済量、⑥動力、⑦設備能力、⑧上記の基準の組み合わせ、がある。こうした現行譲許制度は、生産物により適用基準が異なり、行政的に複雑で実施が不完全になっており、合理化が必要である。適用基準は付加価値が理想的であるが、行政的に実施困難であるため、生産額が合理的である。譲許は、租税回避を最小化し、小規模部門と組織部門との境界線上の生産者の困難を緩和するためスラブ制度に基づくべきである。すなわち、年決済額が25万ルピーまでは消費税免除、25万ルピーか

ら100万ルピーまでのスラブには組織単位の実効税率より3%ポイント低い譲許税率が、100万ルピー以上には組織単位の名目税率が適用される。

小生産者の消費税簡易手続きに関しては、「中央消費税(自己免除手続き)再検討委員会」いわゆるベンカタピア(Venkatappiah)委員会が譲許制度行政について検討し、簡素化を勧告した。これに基づき1976年から46物品について小規模単位の税務簡易手続きが実施されたが、この制度は複雑なため利用が予測より少なく、一層の簡素化と範囲の拡大を勧告している。また、小生産者譲許制度は、選択的工業に限定すべきでなく、たばこ、石油製品、マッチと消費税率第68項に入る財を除く全ての物品に、必要ならば段階的に拡大すべきと勧告している。

#### (14) 売上課税の改革(第2部第13章)

州政府の売上税は、中央消費税収の50%以上、1975-76年度の純国民所得の3.1%を占め、重要な役割を果たしている。売上税は表面的には消費税と類似しているが、売上税は消費者保護のための免除を除く物品をカバーする一般税の性質をもち、消費税は製造もしくは生産財への税で、地域的には、消費税は全国的性格をもつなどの相違を確認している。

現行売上税制度には次のような欠点がある。第1に、インプット課税は、政府収入以上の最終消費者の高負担、政策目的のための特定物品の税調整の困難、輸出課税の完全免除の困難、生産コストの一般的加速といった、累積的で管理できない負担を生じている。また、企業の垂直的統合の促進、インド生産物の国際競争力の低下、州際販売による他州の消費者への転嫁という望ましくない深刻な結果も生じている。第2に、中央売上税法による州際売上税は、インプットへ売上税と同様の影響を及ぼし、先進州に有利で、州外への影響は消費税とは別の税としての売上税の合理的根拠に反

している。中央売上税の税率は当初の1%の低率から3段階で4%へ引き上げられ、売上税率との相違のため、多くの製造業者はこれを回避する委託貨物などの多様な非経済的取引を行っている。この他にも、州により売上税率が異なることによる価格の多様性や、手続き的には売上税の査定方法での多様性という欠点も生じている。

このような問題をもつ売上税の将来の選択として、憲法修正により売上税を中心事項とし生産と消費の包括的付加価値税とする案と、現行の州売上税制度の改革という案があるが、消費税とは別の効率的で簡素な税を目指す3つの改革を勧告している。<sup>4)</sup>第1は、効率的収入調達手段として最終段階の単段階税にする。多数の小商人を取り扱う執行問題には、所得税法の規定限度でもある売上高25万ルピーを限度とする強制登録とそれ未満の商人の任意登録制度を勧告している。これにより売上税は消費税(*consumption tax*)になる。税率の統一の州間協定を促進するため既に設置されている地域協議会制度が売上税に関する政策と行動の調整のため積極的役割を果たすべきである。また、砂糖、織物とたばこへの売上税に代わる付加消費税は、中央消費税の税率変更に比例して変更されるべきである。第2に、売上税のインプット課税による州外への影響を自動的に減らす最終段階の単段階売上税の採用と、州際売上税による州外への影響には、税率の1%への段階的引下げが勧告されている。重要なインプットへの申告財概念の利用による課税軽減は、一定の条件において適切である。第3に、法律的、行政的および手続き上の複雑さは、法制委員会の勧告に従い、販売概念適用外の取引を売上税のネットに入れ、売上課税の法的、行政的枠組みの全インド規模での統一により簡素化されるべきである。

### (15) 州および地方自治体の諸税一改革の方策(第2部第14章)

#### A オクトロイ

地方団体の重要な財源の1つであるオクトロイは、これまでほとんどの調査委員会が望ましくなく有害として廃止を勧告した。その望ましくない特徴として、①従量税による負担の逆進性、②行政の煩雑さ、③払戻しの複雑な手続きと同様に移入点での徵収による取引のスムースな流れへの影響、④収入に比例しない高徴税費、⑤累積効果に加え、中心地域への工業集中を奨励する経済効果、が指摘されてきた。このオクトロイ廃止は、これまで代替財源を見いだすことが不可能という理由で延期されてきた。

しかし、オクトロイ廃止は代替財源と連結されるべきでなく、2段階での廃止が提案されている。第1段階は、廃止による損失額がそれほど大きくなく容易に保障されうる小地方と州際交通を妨害している国道沿いの町と都市での廃止である。第2段階は、州がオクトロイの代替財源を見いだすことによる大都市での廃止である。代替財源として、高速ディーゼル油消費税加重税、輸送業者の自己査定、入域税、売上税加重税(付加売上税)、地方自治体売上税、地方自治体取引高税、地方自治体売上税加重税、燃料税、自動車税や貨物税などが提案されているが、諸州政府の委員会が提案する税率1%以下の比例税率取引高税(flat turnover tax)が優れている。そして、州政府が中央の財政委員会のような団体を設置し、税収の各地方団体への配分基準を決定し、5年毎に再配分することも提案している。

#### B サービス課税

サービスは売上課税されていないが、政府が望ましいと考えるならば、課税の実際的問題と潜在的収入の徹底的調査をすべきである。また、その税収は州の収入としても、中央が立法、行政し、生産者に販売されるサービスはインプットであり課税されるべきでない。

### C 専門職、商業および職業への税

州には売上税以外の税源が必要であり、憲法第276条に基づく専門職、商業および職業への税の上限の250ルピーへの引上げが提案されてきたが、この税は間接税でなく、引上げすべきかどうか統計の欠如のため勧告できない。

### D 電気税

電気販売への税は諸視角から再検討されねばならないが、第6次財政委員会の調査によると、電気税は間接税の適切な機能を果たしておらず、実際には電力機関に負担されている。また、諸州の電気税は、複雑な料金構造と関連して極めて多様な負担を生じている。そこで、電気が経済開発に重要性があり生産の主要なインプットである故に、電気税廃止が提案されている。この廃止は僅かな部門を除き収入ロスとならないが、州が存続を主張するならば、現行制度を統一する比例従価税率による簡素化が必要と指摘している。

(以下、次号)

(附記) 表および引用文献リストは、次号に掲載する当論文の(下)の末尾に付けている。